

関連する事業の実施主体及び法人と運営委員会との関わり方について

◎ 趣 旨

子どもの家・留守家庭児童会（以下「子どもの家等」という。）事業の運営を新たな運営主体（以下「法人」という。）に移行するに当たり、関連する事業の実施主体及び法人と宮っ子ステーション運営委員会との関わり方について意見を伺うもの

1 宮っ子ステーション事業の概要

→ 参考「宮っ子ステーション事業のイメージ」参照

2 整理が必要な事項

(1) 関連する事業の実施主体について

放課後児童健全育成事業の運営主体の変更に合わせ、これまで宮っ子ステーション運営委員会に一体的に運営を委託していた放課後子ども教室事業及び子育て支援事業の運営主体について整理する必要がある。

(2) 法人と運営委員会との関わり方について

法人委託へ移行する事業について、地域との連携・協力を継続し、これまでの運営委員会方式により得られた成果を生かせるよう、移行後における法人と宮っ子ステーション運営委員会との関わり方を整理する必要がある。

3 意見を伺う項目

(1) 関連する事業の実施主体について

○ 意見交換の視点

放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室事業を連携又は一体的に実施するとともに、子育て支援事業を円滑に運営できる実施主体について、意見を伺うもの

ア 放課後子ども教室事業の実施主体（案）

- ・ 引き続き、現行の宮っ子ステーション運営委員会を運営主体とする。
- ・ ただし、宮っ子ステーション運営委員会の構成員については、放課後児童健全育成事業の運営主体を法人へ移行することに合わせ整理する。
- ・ なお、事業の実施に当たっては、法人と宮っ子ステーション運営委員会が連携しながら、各々が両事業を円滑に実施できる仕組みとする。

【素案の考え方】

- ・ 放課後子ども教室事業には、給与計算や勤怠管理を要する指導員や職員の雇用がなく、また、地域の実情に応じて、開催内容や回数など弾力的に運営できることから、運営の負担が放課後児童健全育成事業に比べて少ないと考えられる。
- ・ 引き続き、地域の教育力を生かした活動が可能であると見込まれる。

イ 子育て支援事業の実施主体（案）

放課後児童健全育成事業の運営主体である法人を子育て支援事業の運営主体とする。

【素案の考え方】

- ・ 子育て支援事業は、放課後児童健全育成事業で使用する専用施設を共用しており、両事業間で施設利用の円滑な連携が求められる。
- ・ 子育て支援事業の指導員は、放課後児童健全育成事業の指導員が兼務している場合が多く、同一法人への委託とすることで、雇用や給与計算、勤怠管理等が円滑になると見込まれる。
- ・ 放課後児童健全育成事業を行う法人は、子育てに係る専門知識やノウハウを持つ法人であり、同法人を運営主体とすることで、より専門性の高いサービス提供が可能であると見込まれる。

(2) 法人と運営委員会との関わり方について

○ 意見交換の視点

放課後児童健全育成事業の法人への移行後も、地域の教育力を有効に生かすことができる仕組みについて、意見を伺うもの

ア 法人と運営委員会との関わり方（案）

- ・ 法人は、学校・家庭・地域と、連携・協力しながら運営を行う際に、宮っ子ステーション運営委員会と交流を図り、その意見を吸い上げ、運営に反映するとともに、必要に応じ、事業に関して協力を求めていく。
- ・ 宮っ子ステーション運営委員会は、法人による事業の運営に対して、地域ぐるみで子育てを行う視点から、地域の協力者として関わっていく。
- ・ なお、放課後子ども教室事業を実施していない子どもの家又は留守家庭児童会の運営委員会においても同様とする。

⇒ 移行後における宮っ子ステーション運営委員会の役割（案）

① 法人が行う運営への協力

運営委員会は、法人からの求めに応じ、法人が事業の一環として行う行事への協力や地域人材の紹介などの協力をする。

② 法人が行う児童の健全育成への意見

法人による事業運営及び児童の健全育成について、本市、法人、運営委員会の三者で意見交換を行う。